

●香川県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成19年8月24日

香川県監査委員 平木 享
同 水本 勝規
同 鍋嶋 明人
同 野田 峻司

1 監査対象部局 議会事務局

2 監査対象年度 平成18年度

3 監査の概要

監査対象機関 監査年月日

議会事務局 平成19年7月20日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 県外旅費の支給について

県外旅費の支給に当たり、算定を誤って支給しているものがあったので、正当額との差額分を追給する必要がある。

(3) 検討指示事項

該当事項なし